



2013年10月30日

各 位

会 社 名 株式会社トランスジェニック  
代表者名 代表取締役社長 福永 健司  
(コード番号 2342 東証マザーズ)  
問合せ先 取 締 役 船 橋 泰  
(電話番号 03-6693-9571)

### 訴訟の判決に関するお知らせ

2011年9月8日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社を被告とする訴訟に関して本日、神戸地方裁判所による判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 判決のあった裁判所及び年月日  
(1)裁判所：神戸地方裁判所  
(2)年月日：2013年10月30日
2. 当該訴訟を提起した者  
(1)商 号：株式会社 GMJ  
(2)所在地：兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目5番1  
(3)代表者：代表取締役 阪井寛史
3. 判決の内容  
(1)原告の請求のうち2百万円を除き、いずれも棄却する。  
(2)訴訟費用の200分の1を被告の負担とする。

#### 4. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

株式会社GMJ（以下「原告」）は、原告の前臨床試験受託事業に従事していた元役員及び従業員が原告より当社へ移籍したことが、原告の前臨床試験受託事業の顧客奪取を目的とした違法行為であり、これにより原告が収益機会を喪失したとして、当社及び元役員らに対し、連帯して400百万円の損害賠償を求めておりました。また原告は、上記請求と同時に、当社に対し、上記損害賠償請求とは別個の請求として、コンサルタント契約書の解釈をめぐる2百万円の支払を請求しておりました。

本判決は、本件の主たる争点である「顧客奪取行為」による損害賠償請求権の存否について、原告の請求を全て棄却し、コンサルタント契約書の解釈をめぐる2百万円の支払請求のみを認容するものです。

#### 5. 今後の見通し

上記のとおり、本判決は、原告の請求の大部分（訴額に対し99%以上）を棄却するものであり、当社の主張が概ね認められたものと考えております。2百万円の一部認容部分に関する控訴提起については、今後慎重に検討してまいります。また、主たる争点である400百万円の棄却判断に対して、原告により控訴が提起された場合は、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。

なお、今後開示すべき事項が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上